

積算疑義の申立に対する回答書

- 1 案件番号 2025100260001
- 2 工事名 上安横断歩道橋補修工事（7－1）
- 3 開札日 令和7年 8月27日
（再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日）

申立内容	回 答	
第0005号 明細書 仮設工 足場工 湿式塗膜剥離剤工用養生シート 中段足場養生無 剥離回数2回について 養生シートの損料に供用月数が掛けられていると思われます。通常養生シートは全損となり、供用月数は掛けないのではないのでしょうか。	橋梁架設工事の積算にある施工歩掛算出式において、誤って損料係数に供用月数を掛けていました。	
	正	誤
	$\{S + (N \times k_1 \times k_2) \times y\} \times A \times n$	$\{S \times X + (N \times k_1 \times k_2) \times y\} \times A \times n$
	S：損料係数 N：組立解体歩掛係数 y：橋りょう特殊工単価 k₁：現場環境条件による補正係数 k₂：極小面積の場合の補正 A：剥離剤工用養生シート必要面積 n：塗膜剥離回数 X：足場を供用している月数	

検証結果
積算疑義申立のあった事項について内容を確認した結果、市の積算に誤りがありました。落札候補者に変更が生じるため、入札中止とします。